

新潟県条例第96号

新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
(趣旨)			(趣旨)		
<p>第1条 この条例は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）<u>及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。）</u>の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>			<p>第1条 この条例は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
2 法第16条第1項の規定による <u>宅地建物取引士資格試験</u> を受けようとする者	<u>宅地建物取引士資格試験</u> 手数料	(略)	2 法第16条第1項の規定による <u>宅地建物取引主任者資格試験</u> を受けようとする者	<u>宅地建物取引主任者資格試験</u> 手数料	(略)
3 法第18条第1項の規定により <u>宅地建物取引士資格登録簿</u> への登録を受けようとする者	<u>宅地建物取引士資格登録簿</u> 手数料	(略)	3 法第18条第1項の規定により <u>宅地建物取引主任者資格登録簿</u> への登録を受けようとする者	<u>宅地建物取引主任者資格登録簿</u> 手数料	(略)
4 法第19条の2の規定により登録の移転の申請をしようとする者	<u>宅地建物取引士資格登録</u> の移転申請手数料	(略)	4 法第19条の2の規定により登録の移転の申請をしようとする者	<u>宅地建物取引主任者資格登録</u> の移転申請手数料	(略)
5 法第22条の2第1項又は第5項の規定により <u>宅地建物取引士証</u> の交付の申請をしようとする者	<u>宅地建物取引士証</u> の交付申請手数料	(略)	5 法第22条の2第1項又は第5項の規定により <u>宅地建物取引主任者証</u> の交付の申請をしようとする者	<u>宅地建物取引主任者証</u> の交付申請手数料	(略)
6 法第22条の	<u>宅地建物取引士</u>	(略)	6 法第22条の	<u>宅地建物取引主</u>	(略)

3 第 1 項の規定により宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請をしようとする者	証の有効期間の更新申請手数料		3 第 1 項の規定により宅地建物取引主任者証の有効期間の更新の申請をしようとする者	任者証の有効期間の更新申請手数料	
7 省令第14条の15第1項の規定により宅地建物取引士証の再交付の申請をしようとする者	宅地建物取引士証の再交付申請手数料	1 件につき 4,500円			

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。